

多重債務者 9割減

貸金業法 大幅改正10年

返済できないほどの借金を抱える多重債務問題の解決を目指した貸金業法の大改正から10年が経過した。過剰貸し付けの抑制などにより、多重債務者は9割超減少し、法改正には一定の効果があつた。最近はその法の規制を受けない銀行によるカードローン事業で問題が再燃する恐れを指摘する声が出てくる。

銀行カードローン 規制外

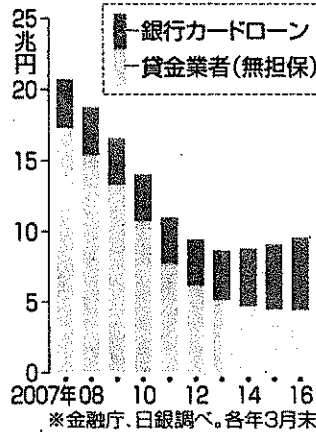
問題再燃 懸念の声

改正貸金業法は2006年12月に成立し、段階的に施行された。借入残高が借り手の年収の3分の1を超える融資を原則禁じる「総量規制」の導入や上限金利の引き下げを柱とし、取り立ての規制も強化して業界の健全化も目指した。貸金業者から5件以上の借入がある多重債務者数は16年3月末現在で12万人となり、07年の171万人から大幅に減少。多重債務が原因とみられる自殺者数も07年の1973人から15年は667人に減った。

改正貸金業法は2006年12月に成立し、段階的に施行された。借入残高が借り手の年収の3分の1を超える融資を原則禁じる「総量規制」の導入や上限金利の引き下げを柱とし、取り立ての規制も強化して業界の健全化も目指した。貸金業者から5件以上の借入がある多重債務者数は16年3月末現在で12万人となり、07年の171万人から大幅に減少。多重債務が原因とみられる自殺者数も07年の1973人から15年は667人に減った。

銀行による個人向けのカードローンは、高いブランド力や貸金業者よりも低めの金利が人気の理由だ。だが改正貸金業法の規制が及ばないこと

個人向け貸付残高の推移



者を利用できない人が増え、無登録のヤミ金業者の利用につながると懸念する声があつたが、ヤミ金に関する苦情や相談も減少傾向にある。

一方、貸金業者の経営は悪化した。規制強化により、業界全体の個人向け無担保貸付残高は07年3月末の4分の1程度まで減り、貸金業者の撤退が相次いだ。

代わりに、総量規制が適用されない銀行の個人向けカードローンが急拡大している。貸金業者の無担保貸し付けと銀行カードローンを合計した残高は、14年3月末から増加

に転じた。日弁連は、総量規制の基準を超える融資を銀行が安易に行えば「多重債務問題の再燃を招く恐れもある」と警鐘を鳴らしている。

低めの金利

過剰融資も

銀行カードローン

銀行による個人向けのカードローンは、高いブランド力や貸金業者よりも低めの金利が人気の理由だ。だが改正貸金業法の規制が及ばないこと

から、年収の4倍超の過剰な融資となった事例もある。新たな対応を求める声も上がっており、金融庁も実態調査を始めている。銀行カードローンは、日銀の大規模な金融緩和が始まった2013年ごろから成長が加速。16年3月末の貸付残高は前年の同じ時期から約1割増の5兆1227億円だった。低金利が続く中、銀行にとつては安定した需要があり、高い利ざやが見込める(大手銀行担当者)のが魅力だ。個人向け無担保融資のノウハウを持つ貸金業者に審査や保証を任せているケースが多く、ある金融関係者は「銀行のリスクは小さく、圧倒的においしい商売だ」と語る。銀行カードローンは借入残高が年収の3分の1を超える融資を禁じる「総量規制」が適用されないのが特徴。利用者は制限を気にせずにお金を借りられるが、借り過ぎてしまっ

たことから、年収の4倍超の過剰な融資となった事例もある。新たな対応を求める声も上がっており、金融庁も実態調査を始めている。

返済が苦しくなる恐れもある。日弁連は、金融庁の監督指針に「貸金業者の保証付き融資をする際は、総量規制の基準を超える貸し付けをしないよう明記すべきだ」と訴えている。

利用実態の把握必要

日弁連の多重債務問題検討ワーキンググループの和田聖仁事務局長は、多重債務者数が減少しているのは、改正貸金業法の大きな成果だ。一方で、急増している銀行の個人向けカードローンでは、利用者の借入件数を示す統計データがなく、正確な状況が把握できないのは問題だ。銀行カードローンの過剰な貸し付けが散見されており、弁護士に寄せられる多重債務に関する相談では、銀行が貸主のケースが増えている実態もある。水面下で多重債務者数が拡大している恐れがある。実態を浮き彫りにした上で対応を検討する必要がある。